



# 「次への備え」に備える

**東** 日本大震災から五年が経過し、復興への取り組みも新たなステージを迎えている。

もともと人口減少問題を抱えていた岩手、宮城、福島の太平洋沿岸地域。ここを中心に広域的で壊滅的な被害をもたらした東日本大震災は、いまだ復興途中ながら、さまざまな問題提起も突きつけている。

その一つは、一九九五年の阪神・淡路大震災が神戸市に大被害が集中した都市型災害だったのと異なり、今回の大震災では広域にわたって大被害がもたらされたことを改めて思い知ったことだ。

その結果、首都直下地震と南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しと、それに伴う防災減災への取り組みの意識が一気に高まった。

そのため、東日本大震災以前はかけ声倒れにも近かった防災のメインストリーム（政策の主潮流）は、国民や民間企業の理解が進んだこと

いわゆる「入り口規制」の検討を開始することは、大げさにいえば新たな時代への転換といえる。

今年は戦後七一年目だが、これまでの七〇年を前・後半に分けると、建設業界は後半の三五年、さまざまな劇的変動に見舞われた。そのなかで発注行政と建設業界にとって大きな転換点の一つは、一九九四（平成六）年四月の一般競争入札の本格導入とあっていいだろう。それまで主流だった指名競争入札から一般競争入札へ転換したことは、発注者にとって「指名権の放棄」を、応札する企業にとって「入り口規制から出口規制への転換」を意味する。

その時代背景のもとに一般競争入札の導入に踏み切ったのだが、これによって自治体を中心とする発注者は、応札企業の評価能力と技術力の評価能力という二つの能力を失うことになる。このことは、最大の公共発注者である国土交通省も例外ではない。地域の建設業が応札する工事を管轄する地方整備局や出先機関は、指名競争入札が主流だった時代に行っていた企業の経営力、技術力、手持ち工事の状況などを評価するのをやめた。

端的にいえば、指名競争入札時代に培った企業に対する評価能力を「指名権の放棄」とともに失ったのだ。

もあって現在、政策目的の柱になりつつある。また、災害への備えに対する国民と民間企業の関心の高まりは、インフラのストック効果と新設整備への理解促進にもつながっている。実際、昨年に首都圏で相次いで実現した首都高中央環状線全通、圏央道開通区間延長などによって、生活の利便性向上だけでなく、企業の設備投資意欲を拡大、加速化させている。

さらに、気候変動によるゲリラ豪雨によって昨年、堤防が破堤した鬼怒川の氾濫被害も上流ダムなどの治水効果で被害拡大を防止するといったインフラのストック効果を明らかにした。

また、中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故によって、老朽化インフラの維持更新への取り組み必要性への意識が、国、都道府県、市町村のほか、鉄道会社や道路会社などにも一気に広がった。

好ましいこととはいえないが、さまざまな災

## 発注者責任の自覚が必要

それから一〇年、価格だけによる入札に伴う一般競争入札の弊害を解消するため、総合評価落札方式の導入を柱とする公共工物品質確保促進法（品確法）が二〇〇五年四月に施行された。

そして、公共工事の品質確保とともに担い手確保のための適正利益の確保を公共発注者に求める改正品確法が二〇一四年六月に施行されはじめて、ようやく「地域のインフラを支える企業の確保」を目的にした入札契約方式の具体的な議論が始まった。

今後、発注者責任で議論される内容の特徴は、地域精進度や災害発生時の資機材と人員、技術力や経験などについて、これまで以上に厳密な評価によって選び、地域の企業だけを「地域密着工事型工事」の入札に参加させる、あるいは随意契約するという入り口規制の採用だ。

さらに、この入り口規制は地域のインフラを支える企業を今後も存続させるため、その核になる企業を「一定程度に限定する」ことも前提に議論することが特徴としてあげられる。つまり、地域の核となる企業の絞り込みだ。

すでに地域の建設業界の一部では「既存の地元元請が全て生き残ることを前提にはできない」などとする一方、核になるのは元請だけで

害・事故がインフラの新設やストック効果への理解促進につながった。

## 浮上する入札の入り口規制

このようななかで、災害発生後の応急対応や復旧のための事業について入札契約方式のあり方を検討する動きがようやく始まった。国土交通省は三月、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」（座長・小澤一雅東京大学大学院教授、発注者責任懇）で、地域のインフラを支える企業を確保するための入札契約方式について提起され、発注者責任懇は今後議論を開始する。

平時と災害時に地域のインフラを支えるのが目的だから、どうしても小規模なものが対象になる。したがって、地元に通じた地域の建設業を想定しているが、入札契約制度として応札前の企業をさまざまな評価と要件で絞り込む、

はなく下請もセットにして、地域の需要に応えるようにする動きが出始めている。

こうした動きの背景には「問題は担い手の確保・育成であり、元請の数の維持が目的ではない。災害時や維持管理の需要に対応できる企業が存在すれば、課題だった雷給ギャップも解消できる」という地域の建設業界の意識がある。

改正品確法を契機に始まった地域のインフラを支える企業確保・育成のため、次への備えとして今後議論を開始する地域密着型工事だが、絞り込むための評価項目を含めて、越えなければならぬハードルは高い。

技術系職員が少ないばかりか、いないに等しい自治体が、応札企業の総合評価を指名段階で行う「目利き能力」を放棄して二〇年余。発注者責任懇や国交省が自治体向けの支援を念頭に置き、地域密着型工事の導入を進めるためのお膳立てをしても、この間、「目利き能力」の重要性を理解する発注者の職員が激減していることを考えると、自治体の理解が進むか多分に疑問だ。

ただ、東日本大震災のような大規模災害はいうに及ばず、局地的なゲリラ豪雨災害を含めて、災害対応に全国企業だけでなく地域の企業の存在が不可欠なことは間違いない。今後の建設市場の構造的変化が確実である以上、さまざまな「次への備え」が建設業界に求められている。